

東京学芸大学教務委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成12年5月11日

東京学芸大学長  
岡 本 靖 正

平成12年規程第22号

東京学芸大学教務委員会規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教務委員会規程（平成11年規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「生活科授業運営」を「授業情報及び授業評価」に改める。

附 則

この規程は、平成12年5月11日から施行する。

東京学芸大学教務委員会規程 新旧対照表（抄）

現 行	改 正
<p>〔省略〕</p> <p>（審議事項）</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学生の身分取扱いに関する事。</li> <li>(2) 卒業及び修了の認定に関する事。</li> <li>(3) カリキュラムの運用に関する事。</li> <li>(4) カリキュラム運営の方法とその改善に関する事。</li> <li>(5) カリキュラム編成の一部補正に関する事。</li> <li>(6) 介護等体験の運営に関する事。</li> <li>(7) <u>生活科授業運営</u>に関する事。</li> <li>(8) <u>学芸員等諸資格</u>に関する事。</li> <li>(9) 科目等履修生及び研究生等の受入れその他現職教育に関する事。</li> <li>(10) その他教務に関する事。</li> </ol> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>（審議事項）</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学生の身分取扱いに関する事。</li> <li>(2) 卒業及び修了の認定に関する事。</li> <li>(3) カリキュラムの運用に関する事。</li> <li>(4) カリキュラム運営の方法とその改善に関する事。</li> <li>(5) カリキュラム編成の一部補正に関する事。</li> <li>(6) 介護等体験の運営に関する事。</li> <li>(7) <u>授業情報及び授業評価</u>に関する事。</li> <li>(8) <u>学芸員等諸資格</u>に関する事。</li> <li>(9) 科目等履修生及び研究生等の受入れその他現職教育に関する事。</li> <li>(10) その他教務に関する事。</li> </ol> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成12年5月11日から施行する。</u></p>